

告 示

埼玉県告示第五百二十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十七年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県北本市中央二丁目四十五番二の一部）

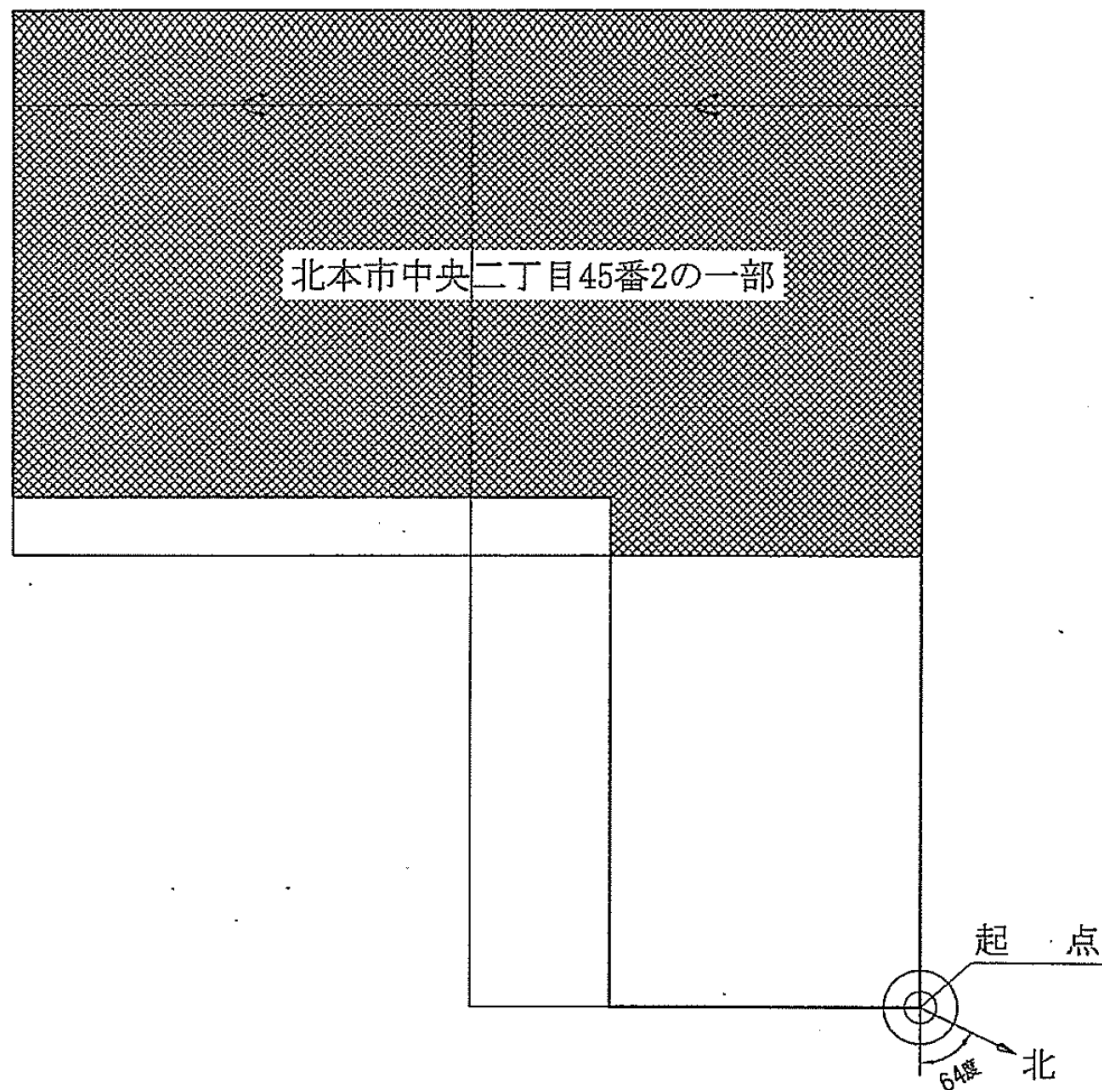
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別 図



【起 点】

起点は、北本市中央二丁目45番2の一部の最北端とする。

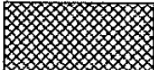
【格子の回転角度】 64度

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】

——— 調査対象地・筆境界

——— 単位区画

 要措置区域